## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 西武建設株式会社

法人番号 : 3013301006249

業者の住所 : 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2 指名停止の期間 : ①令和5年9月29日~令和6年2月28日(5か月)

②令和5年9月29日~令和6年1月28日(4か月)

3 指名停止の措置対象地区 : ①東北地区

②北海道地区、関東甲信地区、北陸地区、中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州沖縄地区

## 4 事実概要

当該事業者は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。

また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分(指示処分)を受けた。

## 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措  | 置要 | 件 | 期間及び措置対象地区 |
|--|----|---|------------|
| 1~12 省略  |    |   | 省略         |
| ( <u>建設業法違反行為</u> )<br>13 建設業法(昭和 24<br>請負契約の相手方と<br>に掲げる場合を除く |    |   |            |
| 14~16 省略   |    |   | 省略         |

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1 (直通)